

問 10. 虐待をする保護者への援助を展開する際、困難を感じるのはどのようなケースですか。特に困難と思われるものを 3 つ選び、番号をご記入下さい。

( ) ( ) ( )

1. 保護者が精神的な障害をもっている（疑いがある） 2. 保護者が子どもの強引な引き取りを要求している  
3. 保護者が子どもの家庭復帰に消極的である 4. 保護者の育児不安が強い  
5. 保護者による子どもへの暴力がみられる 6. 保護者による施設（職員）への暴力がある  
7. 保護者が知的な障害をもっている 8. 保護者の育児放任・怠慢が著しい  
9. 保護者の経済状況が苦しい 10. 保護者以外に協力体制をとれる親族がない  
11. 住居が不衛生な状況にある 12. 保護者とのコミュニケーションが困難である  
13. 保護者に虐待の認識がない 14. 保護者が育児に関する知識に乏しい  
15. 保護者による性的虐待がある 16. 子どもが親に対して拒否的である  
17. 他機関との連携が困難である  
18. その他（ ）  
19. わからない

問 11. 保護者への援助を展開する際に、連携をとったことのある機関をすべて選んで○をつけて下さい。

1. 児童相談所 2. 福祉事務所 3. 子どもが通う学校 4. 保健所 5. 警察  
6. 病院・医療機関 7. 保育所 8. 幼稚園 9. 他の児童福祉施設  
10. 弁護士 11. 児童家庭支援センター 12. 民生・児童委員  
13. その他（ ）  
14. 他機関と連携をとったことがない

問 12. 保護者への指導、援助を展開する際に、連携をとりたいにもかかわらず、上手く連携をとれない機関はありますか。（すべてに○）

1. 児童相談所 2. 福祉事務所 3. 子どもが通う学校 4. 保健所 5. 警察  
6. 病院・医療機関 7. 保育所 8. 幼稚園 9. 他の児童福祉施設  
10. 弁護士 11. 児童家庭支援センター 12. 民生・児童委員  
13. その他（ ）  
14. 他機関と連携をとったことがない

問 13. 虐待をする保護者への援助を実施した結果、家族の再統合、子どもの家庭復帰に至ったケースが、平成 12 年度にありましたか。（1 つに○）

1. あつた 2. なかつた

問 14. 平成 12 年度に施設退所および家庭復帰に至ったケース数をご記入下さい。

平成 12 年度 施設退所 ( ) ケース

うち、家庭復帰\* ( ) ケース

うち、保護者による強引な家庭引き取り ( ) ケース

援助の結果としての円満な家庭復帰 ( ) ケース

その他 ( ) ケース

※「家庭復帰」には、一人暮らし、就職による施設退所、他施設への措置変更は含まれないで下さい。

問 15. 主たる入所理由が「虐待」であって、うまく家族の再統合（子どもの家庭復帰）に至ったケース 1 例について、さしつかえのない範囲の内容についてご記入下さい。（別紙添付でも構いません）

【家族構成】

【入所理由】

【生活歴】

【施設における援助の実際】

【児童相談所との連携】

【児童相談所以外に活用した社会資源】

【うまく援助がすすんだ理由】

【その他】

問 16. 貴施設では「自立支援計画」を作成していますか。(1 つに○)

- 1. 入所児童全員について作成している
- 2. 入所児童のおよそ半数について作成している
- 3. 入所児童の一部について作成している
- 4. まったく作成していない

問 16-1. 問 16.で「1~3」に○をつけた方のみにお聞きします。貴施設の「自立支援計画」の内容はどのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 子どもの発達課題に関する内容
- 2. 子どもの家庭復帰に関する内容
- 3. 子どもの施設生活に関する内容
- 4. 子どもの学力に関する内容
- 5. 子どもの対人関係に関する内容
- 6. その他 ( )

問 17. 児童福祉施設における保護者への援助の課題等について、ご自由にご記入下さい。

ご協力まことにありがとうございました。

## 児童福祉施設に対するヒアリング調査結果（1）

### —概要—

伊藤嘉余子・加藤曜子・二ツ山 亮・水谷暢子・鈴木祐子・西澤 哲・庄司順一

#### 【研究目的】

被虐待児童の保護者への援助、指導の実態を明らかにするために、児童福祉施設にヒアリング調査を行う。

#### 【研究方法】

対象は、共同研究者が関わりをもっている乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設から選んだ。後述の西澤が報告した3施設（児童養護施設2、情緒障害児短期治療施設1）に加え、乳児院3施設、児童養護施設3施設、情緒障害児短期治療施設1施設についても、ヒアリング調査を行った。ヒアリング調査を行った施設は、合計で、乳児院3施設、児童養護施設5施設、情緒障害児短期治療施設2施設の10施設である。

ヒアリングの方法は、「ヒアリング項目」をガイドラインとした半構造化面接の手法によったが、それぞれ施設での担当者の話の流れにしたがったため、必ずしも一定のものとはなっていない。

#### 【結果】

ヒアリング調査結果の概要は表に示した。ここには、後述の西澤の報告も含めてある。

#### 【考察】

ここではまず、ヒアリングの概要（表）から主なポイントを検討する。

まず、「保護者への援助、指導についての考え方」は、多くの施設で必要性を認めているが、保護者との関わりにおいては「指導・教育的」ではなく、「援助的」に保護者に寄り添い、保護者の自立を支援するという姿勢が強調されることが多い。

「保護者への指導、援助の現状」については、主に担当する職員（職種）、保護者との関わりの取り組み（保護者との面接、家庭訪問、外泊（帰省）、行事への参加など）、児童相談所との役割分担などが指摘されたが、保護者への援助が実施できているケースは決して多くはないようである。また、面会室の整備の必要性も指摘された。

「入所時、入所直後の保護者との約束の仕方」は、「児童相談所の取り決めに、施設は従う」「施設の一般的な説明」「面会の取り決めをする」「虐待ケースでは通信や面会を原則として制限する」などさまざまであることがうかがえた。

「初回面接の条件・目的」については、「とくになし」もあるが、「親子双方の意向」「保護者に虐待の認識があること」などは重要な条件であると考えられる。

「面会・外泊についての児童相談所との話し合いの状

況」は、「事前に児童相談所と協議」することが多いが、児童相談所と連携がとれないとする施設もある。

「面会時の対応と留意点」は、「職員が立ち会う」ことが多い。トラブルは約半数の施設では「特ない」ということであったが、「子どもが保護者に暴力をふるわれた」り、「面会時間がすぎても帰ろうとしない」「突然施設に押しかけてくる」などを経験した施設もある。

「外泊時のトラブル」に関しては、「施設にもどってこない」「家で再虐待」などが指摘された。2施設で、施設へもどってこず、そのまま措置解除となった事例を経験していた。

「保護者への指導・援助の内容」は、「保護者に心理療法を実施している施設」（情緒障害児短期治療施設）もあるが、「話を聞く」「傾聴する」「相談にのる」ということが多いようである。

「親子関係形成のための方法」は「特ない」とするものが多い。

「援助の頻度」も「特に決めてない」場合が多い。

「保護者への援助・指導の内容に関する児童相談所との話し合いの状況」については、「毎週ケース会議を実施している」ところもあるが、「連絡をとる」「協議をする」というところが多い。「児童相談所と施設との役割分担」の必要性も指摘されている。

「面会がない保護者への対応」としては、「手紙や電話での連絡」「児童相談所に状況確認を依頼」ということが多い。

「面会が望ましくない保護者が面会する場合の対応」は、「面会させない」「児童相談所が保護者と対応」とする場合が多いが、「親も子も「会いたい」というときに面会を制限することはない」とする施設もある。

「保護者への指導・援助における課題」としては、「保護者との連絡がとれない場合の対応」「ネットワークの構築」「施設へのケースワーカー、心理士の配置」「児童虐待防止法で親のケアに強制力をつけてほしい」などが指摘された。

「上記の課題を解決するための条件」としては、「関係機関とのネットワークづくり」「施設へのケースワーカー、心理士の配置」「家庭にアウトリーチできるだけの職員数の確保」「方法論よりも保護者と接する職員のスタンス」などが指摘された。

被虐待児童の保護者への援助、指導の実態を明らかに

するために、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設へのヒアリング調査を実施した。これまで述べてきたのは、その概要である。施設による考え方のちがいが認められたが、それは、保護者への援助プログラムといったものが未確立であることにもよう。調査した施設数も少なく、またここでは施設種別には分けずにポイントを述べてきた。本来、調査結果をもっと詳しく記述し、施設種別ごとに整理して論ずるべきであろう。ただ、情緒障害児短期治療施設では、他施設に比べて、保護者への援助がより具体的な形で実践されているようにみられた。

今回のヒアリングからは、保護者への援助における姿勢、心構えが指摘されるとともに、虐待をする保護者への援助を実施していくには、児童相談所との連携、関係機関とのネットワーク、ケースワーカーや心理士などの職員の配置の必要性が指摘された。また、人格障害の治療技法の発展が求められたし、ヒアリングでは明確には述べられなかつたが、親子関係構築のための援助プログラムも必要といえよう。

被虐待児の保護者への指導法に関する研究 ヒアリング結果

施設種別・施設名	乳児院 (丘の家)(幼児ホーム)	乳児院 (聖母託児園)	乳児院 (大念仏乳児院)	児童養護施設 (丘の家子どもホーム)	児童養護施設 (三光塾)
保護者への指導・援助についてどう考えるか	入所児童の養育だけでなく家庭復帰に向けた援助も施設が積極的な役割を果たす。	入所理由が虐待でなく家庭復帰後に虐待と解ることも多いため、入所理由によらず保護者への援助(指導)については同一であるべき。また、対応は常に「お手伝いさせていただく」というスタンスであるべきで、指導・教育的ではなくない。	保護者の状況を把握しながら子どもとの交流を図る。子どもが発達を共有し家庭復帰を目指す。その際、保護者に無理強いしない。	子どもを救うと同時に親も救いたい。「虐待をした親」ではなく、「虐待をした親」ではなく、「虐待」ではない現象と「親」を切り離して考える。すべてのケースにおいて家庭に戻すことが前提。面会や外泊を積極的に進め、親子を切り離さないようにする。	「子どもを預かること」は「子どもの家族を支えること」である。「家族」を1つのユニットとして捉え、「指導」ではなく「サポート、援助、寄り添う」という姿勢をもつ。保護者への援助とは、保護者の自己決定の尊重、自立支援であるという視点が必要である。
保護者への指導・援助の現状	家庭支援専門相談員(以下、相談員)が中心となる。面会、外泊を通しての援助と他機関とのネットワークづくり。	個別面接、家庭訪問、保護者会話会議等、保護者参加行事の実施。	月1回写真つきのお便りカードを送付して来所を促すとともに、子の状況把握を助ける。	以前と比して「親と一緒にやついいく」ことがなくなってきた。その理由として、①職員の年齢層が若くなつた。②職員がそこまでの労力をかけなくなった。ことが挙げられる。	アマリーリーシャルワーカーを配置している(1995年非常勤、1999年以降常勤配置)。援助の内容は、24時間対応の子育て電話相談、関係機関とのネットワークづくり、家庭訪問や実態調査の実施、子ども虐待についての資料収集や研究啓発活動、子ども虐待発見に関する一般化の資料、マニュアル、リーフレットの作成、等である。

入所時、入所直後の保護者との約束の仕方	<p>保護者、児童相談所、相談員の三者で話し合う。引き取り時期、面会、外泊の希望を保護者に確認。面会や外泊の方法を決定し保護者に伝える。(例、「面会は必ず週1日」など)</p>	<p>保護者主体の育兾、個別対応、苦情解決システムの説明を行う。</p>	<p>施設の説明書を渡して施設生活の説明をする。入所時面接は必ず児童相談所のワーカーが同席する。</p>
初回面会の条件・目的			<p>入所時に次に施設に来る日を確認する。できるだけ早い時期の面会を促す。定期的な面会のパターンをつくることを心がける。</p>
面会・外泊についての児童相談所との話し合いの状況			<p>入所時に次に施設に来る日を確認する。できるだけ早い時期の面会を促す。定期的な面会のパターンをつくることを心がける。</p>
			<p>初回としては、特になし。</p> <p>初回としては、必ず施設へ連絡を入れてから来ること、面接時は必ず職員が立ち会うことである。</p> <p>入所時に来園しなかった保護者については、初回は必ず顔のわかる人の付き添いを依頼する。</p>
			<p>施設受け入れ前に親子の課題を考慮して担当職員を決めておく。</p> <p>入所時面接ではFSW、児童相談員、施設長が必ず同席し、面会や外泊についての条件について話し合う。面会は「いつ来てもいいですよ」または「来る前に必ず連絡を下さい」と伝える。外泊は、最初から「週末(は家)に帰ります」というケースもあるが、虐待があれば、親から外泊希望が出ても「子どもやご両親の様子をみて相談しましょう」と答える。</p>
			<p>施設受け入れ前に親子の課題を考慮して担当職員(保母、指導員)が立会い、ケースに応じて方法を話し合う。面会は「いつ来てもいいですよ」または「来る前に必ず連絡を下さい」と伝える。外泊は、最初から「週末(は家)に帰ります」というケースもあるが、基本的には親の希望を必ず聞くが、希望を受けられないケースでは、希望内容を「目標」として設定し、そのために必要な内容を保護者に伝える。</p> <p>続けて面会に来てもらうには最初に与える印象が行動化していくのをみて面会できるかどうかを判断する。</p> <p>この「垣根」をどれだけ低くできかかるかである。職員には「この人なら大丈夫」と保護者に思われる人としての魅力が必要である。</p>
			<p>児童相談所どは、ほとんど連携でない。今後もっと児童相談所を巻き込んでいきたいと考えている。</p>

面会時の対応と留意点	虐待ケースについては、職員の目の届く所で面会する。関わり方の観察や指導を行う。	虐待ケースや子どもが拒否的な場合、期間が長くあいたケースは、ケースワーカーが介入し、段階を追って面会につなげていく。状況によっては、子どもが遊んでいる姿をみてもういう間接的な形をとることもある。	家庭支援専門員が面会に付き添う。専門員が不在の時は担当保育士が同席する。	最初に、施設としてできることでできないことを明確に保護者に伝える。また、親子の課題解決に向かって「一緒にやつていこう」という施設の姿勢をはっきりと伝える。
面会時のトラブルの有無	面会時間が過ぎても帰ろうとしない、他の保護者に家庭状況を聞くとする、居室の記録を見ようとするという保護者がいる。	大きなものはない。	時間外の面会の要求がある時。親が反発すれば、約束事であることを伝える。職員だけで対応できない時は施設長が話す。	「面会時」としては、大きなものはない。突然施設に保護者が押しかけてくる、電話等による脅迫等はある。
外泊時のトラブルの有無	帰院予定の日時に帰つてこない、体調が悪い子を連れて外出、薬を飲ませていなかった等。心配なケースは、施設職員、児童相談所、保健婦が外泊中に家庭訪問する。	入所後に虐待が疑われるような場合があれば、児童相談所にすぐに連絡し対応する。	面会だけであるのに、外出させるだけと書いて自宅へ連れ帰った。児童相談所と施設とで話してあつたが「親の権利」だと言って譲らず、祖父母を監護者として措置解除。	外泊を始めた頃に子どもが泣かないから施設に帰ってきた、外泊中に母親がどこかへ行つたまま帰つてこないので困った子どもが施設へ電話をかけてきた 等。
保護者への指導・援助の内容	面会、外泊を繰り返しながら「引き取るためにはどうしたらよいか一緒に考える」という枠組みで保護者と話す。課題を整理し保護者に実行を促す。 外泊中に家庭訪問し、家での様子を確認する。児童相談所、保健婦、生活保護ワーカー、家庭相談員とのネットワークをつくる。	ケースの内容に応じて個別に対応している。	子の成長を中心に保護者の理解を得る。育児に関する相談にのれる。	①離婚、生活保護申請の手助け通院治療受け入れ先の紹介等、生活にかかる様々な事柄に関する相談にのる。②家庭訪問で、親の話を徹底的に傾聴し、つらい気持ちを受けとめる。 家庭訪問は、処遇担当職員とFSWが原則として実施するが場合によつては施設長が実施することもある。

親子関係形成のための特別な方法	特にない。	ケースの内容に応じて、個別的に対応している。	特になし。	ない。特別なことをするよりも「人としてどうか」ということ。基本的にはこととして、親の話を聞くこと。	子どもの年齢によって援助内容は変わる。(例:幼児、思春期の子)
援助の頻度、方法	特に決めていない。	ケースの内容に応じて、個別的に対応している。	頻度は決めていない。保護者を取り巻く社会資源を把握する。	特に決めていない。	ケースの状況に応じて個別的に対応する。
保護者への援助・指導の内容に関する児童相談所との話し合いの状況	面会、外泊と同じくまめに連絡をとる。他機関も交えてケース会議を開く。	虐待ケースや保護者の状況が不安定なケースについては、その都度児童相談所と連絡をとりお互いの役割を明確にしながら進める。	最低月に1回は面会にくるよう、児童相談所からも指導してもらっている。児童相談所とは密接に報告しあっている。	面会、外泊と同じ。	施設がリーダーシップをとっている状況である。施設から動いてくれと頼まないと児童相談所は動かないという兵庫県の現状がある。今後は「援助＝施設」「指導＝児童相談所」という役割分担をしていいのではないか。
面会がない保護者への対応	電話や手紙、家庭訪問を通じて面会を促す。児童相談所に家庭状況を調査してもらう。	ケースワーカーからだけではなく、年齢的に可能であれば子ども自身から電話や手紙で連絡し、返答がないければ家庭訪問する場合もある。児童相談所に状況確認を依頼する。	保護者を励まし、あせらないように援助する。	電話や手紙で連絡をとる。児童相談所に家庭調査を依頼する。	面会が少ない保護者に対しては電話で依頼する。保護者の拒否が強い場合は、施設で親子のための行事を企画し、招待する。また、面会や外出に職員が同行し、親子のコミュニケーションを援助することがある。

<p>面会が望ましくない保護者が面会する場合の対応</p> <p>保護者への指導・援助における課題</p> <p>上記課題を解決するための条件</p>	<p>施設内に入れない。玄関には常に鍵をかけておく。</p> <p>面会に来ない、連絡がどれもない保護者への対応。</p> <p>入所時から定期的な面会や外泊のペースをつくる。1年近く連絡のとれないケースは児童相談所の判断で養育里親へ委託する。</p>	<p>専用の階段で居場所を隠し、施設ではなく児童相談所で面会をする。また、必ず職員が同席し、親子だけにならないようにする。対応が困難な保護者については、担当職員を決め、その職員以外は対応しない。27条、28条ケースについても同様である。また、命令、指導としてではなく、「面会の頻度の希望」という形で、「面会を少なくして欲しい」と保護者に伝えることもある。</p> <p>連絡困難なケース、保護者に問題意識がないケース。大人同士（含、職員）の人間関係における葛藤が子どもに与える影響。</p> <p>機関間の信頼関係。</p>	<p>①子どもが通う学校の理解がない。②施設と児童相談所との連携。③施設が保護者への援助に受身になりやすい。</p> <p>退所の際に、保護者の環境を整えるために、ネットワークを利用し、保健婦、保育所との連携に努めること。</p> <p>「一緒に子どもを育てていく」というスタンスで親に接する。方法論は二の次で、個々の職員がどれだけ親を引き込むかである。施設名の次に来る、職員の固有名詞をどのくらい受け入れてもらえるか。</p>
---	--	--	--

施設種別・施設名	児童養護施設 (至誠学園)	児童養護施設 (泉ヶ丘学院)	児童養護施設 (泉ヶ丘学院)	情緒障害児短期治療施設 (小松島子どもの家)	情緒障害児短期治療施設 (愛知県立ならわ学園)
質問項目	保護者への指導・援助についてどう考えるか	必要である。	必要である。	施設の目的は、親の代替、補完である。①親子の修復改選、再統合。②日常処遇として、親の存在と変化を把握しながら指導に努める。	2年以内で家庭復帰させる。そのことを入所時に親子に伝える。指導はない。
保護者への指導・援助の現状	児童相談所の方針に従って役割分担して進めている。児童相談所はカウンセリング的な援助を、施設は「親としての関わり方」について心理教育的な役割を果たす。ただし、それができているのは全体の10%程度である。	施設のケアワーカーが施設の業務としてケースワークを行っている。児童相談所はカウンセリング的な援助を、施設は「親としての関わり方」について心理教育的な役割を果たす。ただし、それができているのは全体の10%程度である。	ケースにより異なる。基本は親への受容的姿勢。面接室がないので保護者とゆっくり話す場がないが、保護者の現状などを聴ける範囲で聞く。また、子どもの状況をきちんと伝える。	週末や長期休暇に、積極的に外泊を促す。施設に迎えに来た時、送ってきた時に親子から話を聞く。その際は、親子で分けずに必ず同席で聞く。	保護者への援助を実施できているのは、40ケース中9ケースである。援助が実施できない理由は次の2点である。①親の精神科治療が優先されるため施設での援助が実施できない。②児童養護施設からの措置変更のケースで親に養育拒否がある、援助への動機づけがなく、養育能力がない等。
入所時、入所直後の保護者との約束の仕方	施設としては、入所時に親に来て欲しいと思っており、児童相談所を通してそいつた働きかけをしてもらっているが、来園する親は全体の30%程度である。	虐待ケースの場合、通信も面会も基本的には制限する。制限の期間は無期限である。	初めの約束事を児童相談所で取り決めて、施設はその方針に従う。まず、初回面会のための条件をクリアし、その後、子どもの再アクセスメント、ケース検討会を経て、可能と判断された時に外泊を実施する。	親子で施設見学または一時保護親子で面会を実施するために必要な条件が定められた。①親の要請。②子どもの了解。③親の状態が面会を許可できる段階まで達している。	親子で面会を実施するためには、以下の条件が定められた。①親の要請。②子どもの了解。③親の状態が面会を許可できる段階まで達している。

初回面会の条件・目的	①親子双方に面会の意向があること。②子どもの状態が安定していること。親が希望しても、子どもが拒否的であったり不安定である場合は電話や面会を制限する。	親の要請によって開始されるが、「親指導」ではなく「親対応」のレベル。会話を通じて親の表情や状況を理解する。また親子関係を観察するチャンスである。現実的には人出不足である。 の面会が実施される。	「親指導」ではなく「親対応」のレベル。会話を通じて親の表情や状況を理解する。また親子関係を観察するチャンスである。現実的には人出不足である。 の面会が実施される。	親子での面会を実施するためには、以下の条件が充たされる必要がある。①親の要請。②子どもの了解。③親の状態が面会を許可できる段階まで達している。
面会・外泊についての児童相談所との話し合いの状況	施設内での面会から外出、外泊へとステップアップする際に協議し、決定する。	初回面接には児童相談所のケースワーカーも立ち会う。	困難ケースについては児童相談所と連携をとりながら決定する。	外泊前に児童相談所に確認。外泊後に児童相談所に報告。(回答なし)
面会時の対応と留意点		ケアワーカーが必ず立ちあい、親子関係の観察を行う。子どもとの生育歴については親子同席で、虐待の事実については親子別席で聞き取りを行うようにしている。	ケースにより異なるが、基本的に親は、親の近況を聞く。子ども情報を伝える。	保護者の中で他罰性が顕著な場合は面会させない。面会には施設職員が立ちあつ。
面会時のトラブルの有無	子どもが保護者に暴力を振るわれた。施設職員が立ち会っていたが止められなかつた。	27条、28条を問わず、基本的には子どもの所在を明らかにしていない。しかし、子どもの所在を調べて突然施設に面会を求めてやつてきたケースがある。	性的虐待の事実が把握できておらず、外泊中に再虐待が起についたケースがあつた。	特にない。親が面会を強要してきた時は、基本的に拒否し、児童相談所に対応してもらつている。
外泊時のトラブルの有無	施設に戻つてこないケースがある。時には、そのまま措置解除になることもある。特にネグレクトの場合や、親に精神障害がある場合、児童相談所が措置解除の判断を下す傾向がある。	外泊を延長しろ、家の方が良い教育ができる、等難癖をつけられる。外泊後は、入浴時に子どもの体をチェックする。	帰園しなかつたケースが過去に1ケースあつた。	

保護者への指導・援助の内容 電話や面会、親子関係の調整の プログラムによる。	ケアワーカーと保護者(ケース)によつては子どもとの面接、電話や手紙による通信等、ケースの状況に応じた内容を実施している。ただし、虐待を理由に入所している子どもの保護者のうち、こうした援助が実施できるのは15%程度である。その理由は、子どもとの接触が再虐待につながる危険性である。こうした危険性をもつ保護者に対しては施設ではなく児童相談所によるケースワークが中心となる。  親自身の生活面での援助は行っていない。虐待の認識や子どもの理解の促進が中心である。	保護者自身も虐待を受けて育つた場合、どの体験を職員に話せるようになってから職員との信頼関係が始まる。	指導員、保母、セラピストが親子の話を聞く。	保護者への心理療法を実施している。心理療法のプロセスは以下のとおりである。 ①保護者の他調性の表現。②子どもの問題行動の訴え。③子どもとの問題から親の問題へとフレームワークが変化。④世代間伝達のテーマ。⑤夫婦関係の問題の取り扱い。⑥子どもの問題行動が親や夫婦の問題の結果であるとの認識。
親子関係形成のための特別な方 法	親子関係の調整は以下のようなステップを踏んで行う。①電話、②施設内で親子で関わって過ごす。③施設の周囲への短時間の外出。④週末帰宅。⑤長期の帰宅。	施設で親への面接を以下のようにテーマに則して実施する。①虐待への気付きと謝罪。②世代間伝達への気付き。③夫婦関係の問題への気付きなどの調整。	特になし。ケースによる、ない。	①個人面接および夫婦面接。②親子面会。③2~3時間程度の親子外出。④家族療法様での「親子合宿」(食事作りなどの日常生活の再現)。⑤週末外泊。⑥長期の外泊と家庭訪問による観察。
援助の頻度、方法	特に決まっていない。	親への面接の頻度は月2回程度。	ケースによって異なる。	特に決めていない。

<p>保護者への援助・指導の内容に関する児童相談所との話し合いの状況</p> <p>(回答なし)</p>	<p>措置に至る経過について児童相談所から詳しく聞き取り調査を行う。親が「虐待を認識し子どもに対して謝罪する準備を行うのは基本的に児童相談所の役割である。施設で子どもから聞いたに虐待の内容を児童相談所に伝え、児童相談所のケースワーカーがその内容を保護者に直面化するという形で施設による謝罪を行う段階からは施設の役割となる。</p>	<p>児童相談所と協議をしているが、特に精神疾患の保護者への対応が難しい。施設入所に関する誓約書のようなものが欲しい。</p>	<p>毎週ケース会議を実施している。指導員、セラピストが児童相談所ごとに分担している。</p>
<p>面会がない保護者への対応する場合の対応</p> <p>(回答なし)</p>	<p>施設のニュースレターや学校の学級通信を送付する程度で、特別な働きかけはしていない。児童相談所に期待する。</p>	<p>基本的には何もしていない。面会に消極的な保護者のケースは児童相談所のケースワークの対象となる。</p>	<p>児童相談所に家庭調査を依頼する。児童相談所のケースワーカーと一緒に家庭訪問することもある。</p>
<p>面会が望ましくない保護者が面会する場合の対応</p> <p>(回答なし)</p>	<p>基本的には面会はさせず、児童相談所が親に対応する。しかし、児童相談所が面会やむなしという判断をした場合は、児童相談所のケースワーカー立ちあいの下、児童相談所にて面会を実施する。</p>	<p>児童相談所にて面会を実施する。親も子も「会いたい」という時に面会を制限することはない。</p>	<p>面会させない。親も子も「会いたい」という時に面会を制限することはない。</p>
<p>保護者への指導・援助における課題</p>	<p>①児童相談所以外の保護者の援助機関の設置・強化。(②施設へのケースワーカーの配置。</p>	<p>施設へのアミリーケースワーカーの配置と児童相談所の強化。</p>	<p>①親の治療にじっくり付き合えるだけの心理士の保障。②ケースワーカーの配置。③人格障害(特に境界性人格障害)の治療技法の強化。</p>

上記課題を解決するための条件	①児童相談所以外の保護者の要 助機関の設置・強化。②施設への ケースワーカーの配置。	施設へのファミリーケースワーカー ーの配置と児童相談所の強化。
		施設内職員(心理、精神科医、職 員)のチームワーク。具体的な支 援計画が立てられるシステムづく り。

電話ではなく、直接会って話をす  
る。丁寧に、正確に話を聞く。一人  
で対応せず、報告、確認をこなめ  
に行う。

①親の治療にじっくり付き見える  
だけの心理士の保障。②ケースワ  
ーカーの配置。③人格障害(特に  
境界性人格障害)の治療手法の強  
化。

## 児童福祉施設に対するヒアリング調査結果（2） —3 施設へのヒアリング結果と考察—

西澤 哲

大阪大学大学院人間科学研究科

「被虐待児の保護者への指導法に関する研究」のための資料を得る目的で、児童養護施設暁学園、同じく至誠学園、および情緒障害児短期治療施設ならわ学園の3施設に対してヒアリングを行った。その結果を以下に報告する。なお、ヒアリングの実施に際しては、「ヒアリング項目」をガイドラインとした半構造化面接の手法によったが、それぞれの実践の文脈にあわせたため、施設によって多少の異同が生じた。そのため、以下の報告書の書式も一定のものとはなっていない。

### 【児童養護施設 暁学園】

#### 1. 必要性ならびに現状

保護者に対する援助が必要なことは論を待たない。現在、施設の業務として取り組んでいる。施設のケアワーカーがケースワークを行うという状況にある。

#### 2. 援助の内容

施設のケアワーカーと親との面接、ケアワーカー、親、および子どもの合同面接、電話相談および手紙によるやり取りなど、それぞれのケースの状況に合わせた内容で実施している。

ただし、虐待を理由に入所している子どもの親のうちで、こうした援助が実施できているのは15%程度であり。多くの場合は実施できていない。こうした援助につながらない理由として最も多いのは、子どもとの接触が再虐待(re-abuse)につながる危険性である。

子どもとの接触が再虐待につながる危険性である親に対する援助は、施設では行っていない。児童相談所によるケースワークが援助の中心となっている。

#### 3. 通信および面会について

通信および面会は、虐待ケースである場合、27条であるか28条であるかとは無関係に、基本的には制限することをベースラインとしている。制限の期間については特に定めておらず、基本的には無期限である。

#### 4. 面会および外泊などの親子関係の調整のための手続きについて

面会は、その後の外泊などの親子関係の調整のための

手続きの初期に位置付けられる。上述のように、基本的には面会は制限される。この手続きの開始は、親の要請に基づいて開始される。その際にクライテリアは以下の二点である。

- ① 親が虐待の事実を認めている
- ② 虐待に関して、子どもに謝罪ができる

親に要求があり、この二つの条件が満たされた場合、子どもに対して謝罪をするための面会が実施される。その際には、施設のケアワーカーと児童相談所のケースワーカーが立ち会う。

その後は、面会を繰り返しながら子どもの再アセスメントを行い、ケース検討会を経て、可能と判断された場合には外泊が実行される。ただし、こういったプロセスで援助できたのは、これまでに6ケースと、かならずしも多くはない。そのうちで、引き取りまで進めたのは2ケース。

#### 5. 面会時の対応と留意点

面会時には、ケアワーカーが必ず立ち会い、親子関係の観察を行っている。また、面会時には、親子同席で、子どもの生育歴の聞き取りを行うようにしている（虐待の事実については、親子別席）。

#### 6. 面会時・外泊時のトラブル

27条、28条を問わず、基本的には子どもの所在を親に明らかにしていないが、かつて、偽名を用いて子どもの所在を調べた親が突然やってきて面会を求めたことがあった。その際には子どもを匿い、親には引き取ってもらった。

また、性的虐待の事実が把握できていなかったケース（主訴は養育困難であった）で、外泊時に虐待を受けてしまった子どもがいた。再度、性虐待のケースとしての仕切り直しを行った。

上述の手続きにそって親面接を含めて対応できたケースでトラブルが生じたのは1ケースのみ。このケースでは外泊中に再虐待が生じ、子どもが逃げ帰ってきた。虐待者は母親であったが、彼女自身が虐待のサバイバーであり、要治療ケースであった。こうした親への対応は、少なくとも現時点では施設で実施することは不可能であ

り、専門家による援助が必要である。

## 7. 親への援助の内容

親自身の生活面での援助などは行っていない。

親への援助の内容は、虐待の認識および子どもの理解の促進が中心（別添資料参照）。

こうした援助は児童相談所との共同作業となる。これまでにうまく行えたのは、2ケースと少ない。こうした内容の援助に取り組めるかどうかは、親が自分の問題に直面できるか否かによっている。

親の援助の中心は、施設で行う親との面接。そのなかで扱うテーマは、主として次の三点である。

- ① 虐待への気づきと謝罪
  - ② 世代間伝達への気づき
  - ③ 夫婦関係の問題への気づきとその調整
- 親の面接の頻度は、平均で月2回程度。

## 8. 親の援助に関する児童相談所との連携

入所時には、ケースに関する共通認識をつくるため、措置にいたる経過について児童相談所から詳しく聞き取りを行っている。

親が虐待を認識し、子どもに対して謝罪をする準備を行うのは、基本的に児童相談所の役割である。その間は、施設で子どもから聞き取った虐待の事実等を児童相談所に伝え、児童相談所のケースワーカーがその内容を親に直面化するといった形で協同する。

親が事実を認め、謝罪を行うという段階からは、基本的に施設の役割となる。

## 9. 面会がない親に対する援助

基本的にはなにもしていない。

所在不明のケース、所在が分かっていても意欲のないケース、および親が拒否的なケースについては、児童相談所のケースワーカーの対象となる。

## 10. 面会が望ましくないと判断される親について

基本的には面会はさせず、児童相談書が親に対応する。しかし、親の状態等で、面会やむなしという判断を児童相談書が行った場合には、児童相談所で、児童相談所のケースワーカーの立会いの下で面会を実施することがある。こうしたやり方をするのは、子どもにとって施設が安全な場所であることを損なわないようにするためにある。

## 11. 親の援助に関する課題

施設へのファミリーケースワーカーの配置と、児童相談所の強化。

施設に親を担当するケースワーカーが配置されれば、これまで述べてきたような取り組みが促進される。

児童相談所は、人員配置の強化をはかり、従来の情報の占有を廃して施設や市民団体との連携の強化をはかるべきである。

## 12. 27条ケースと28条ケースの対応の違いについて 特に違った対応はしていない。

### 13. 入所時点での親の虐待事実の認識について

ここ数年で見れば、虐待で入所してくる子どもの親の半数程度が、虐待の事実を認識している。認識率は増加傾向にある。増加の理由としては、児童相談所の努力ならびに一般市民レベルでの意識の変化が挙げられるのではないかだろうか。

虐待の事実を認識している親のほうが、その後の援助に結びつきやすい。虐待の事実を認識できていないと、「子どもが悪い」「このままではとても育てられない」といった具合に、関係調整のために援助には入れない。

虐待の事実の認識を妨げる要因として、世代間連鎖の問題があるかもしれない。自分自身が虐待を受けて育った場合には、なかなか自分の行為の虐待性が認識できない。こうした場合には特別な援助が必要となるだろう。

## 〔情緒障害児短期治療施設 愛知県立ならわ学園〕

### 1. 最近の傾向と現状

ここ2年の状況では、入所定員50人中、70～80%が虐待を受けた子どもである。

1994年に、それまでの情短施設の主たる対象であった不登校の子どもの数を上回っている。その一因として、児童虐待防止法の成立があるだろう。

また、現在、虐待ケース40ケース中、28条による措置が7ケースあり、こちらも増加傾向を示している。

親の援助に関しては、実施できているのが40ケース中9ケースとあまり多くない。

援助が実施できない理由としては次の二点である。

- ① 親の精神科の治療が優先されるため、施設での援助が実施できない。
- ② 養護施設からの措置変更のケースで、親に養育拒否がある、援助への動機付けがない、養育能力がない、などの特徴がある。

## 2. 親子関係の調整のプロセス

可能なケースについて、援助はおおむね次のようなプロセスで進む。

### ① 個人面接および夫婦面接

### ② 親子の面会(施設の職員が立会いの下)

親子の面接を実施するには、次の条件が満たされる必要がある。

i) 親の要請

ii) 子どもの了解

iii) 親の状態が面接を許可できる段階にまで達している

この点に関しては、明確な基準は定めていないものの、全般的には以下のようないきめ細やかな基準となる。

- ・親自身の被害感が表現され、それがさらに自分自身のつらさとして体験されるようになっていること
- ・被概感は表現されているものの、それが現在でも不公正感としてのみ体験され、他罰性が顕著な場合には面会は困難である。

### ③ 2~3時間程度の親子外出

### ④ 家族療法棟での「親子合宿」(食事作りなどの日常生活の再現)

### ⑤ 週末外泊

### ⑥ 長期の外泊と、家庭訪問による観察

## 3. 入所時の虐待の認識について

入所時には、大半は部分的に「虐待」を認識しているといった状態。

28条ケースの場合には、「(自分は虐待していると)言われているが、そこまではやっていない」といった部分的認識が多い。

また、「虐待と言われているが、しつけであった」「(子どもに暴力を振ったのは)子どもが悪いからだ」「虐待だと見られるのは心外だ」「虐待だといわれているかもしれない」といったような認識が多く見られ、いずれも自分の行為の虐待性についてはある程度の部分的認識があるように思われる。

ただし、27条による入所ケースの大半は、「虐待の告知」はされておらず、子どもの問題行動が措置の理由として親に提示されている。

## 4. 親の心理療法のプロセス

親の心理療法が進展する場合には、おおむね次のように

な経過をとる。

### ① 親の他罰性の表現

### ② 子どもの問題行動の訴え

### ③ 子どもの問題から親の問題へとフレームワークが変化

### ④ 世代間伝達のテーマ

### ⑤ 夫婦関係の問題の取り扱い

### ⑥ 子どもの問題行動が親や夫婦の問題の結果であるとの認識

しかし、こうした内省・洞察を中心とした心理療法が可能なのは、全体の30%程度。

残りの70%程度は不可能。

不可能であるケースの内訳としては、その半数に、精神障害(精神分裂病、感情障害)、アルコール依存、境界性人格障害などの精神科的問題を抱えている援助困難なケース、残りの半数は知的障害や人格の著しい偏りのために養育能力に問題があるケースである。

## 5. 面会、外泊をめぐるトラブルについて

面会については、特はない。親が面会を共用してきた場合には、基本的に拒否し、児童相談所に対応してもらっている。

外泊に関しては、過去一年間に帰園しなかったケースが一例あった。

## 6. 性的虐待について

現在入所中の被虐待の子ども40ケースのうち、性的虐待を受けた子どもは5人。増加傾向にある。性的虐待の事実が児童相談所で把握されることは少なく、ほとんどの場合、施設での援助の経過で明らかとなる。

性的虐待を受けた子どもは、かなりの長期間の援助が必要となる。

親に対しては、①虐待者に対する性的虐待の事実のコンfrontーション、②虐待をしていないほうの親(non-abusing parent)の子どもに対する保護機能の強化を中心に援助しているが、援助困難であることが多い。

5ケースのうちで、3ケースは親の病理が深く、また、1ケースは知的障害の有する親が子どもに売春をさせていた事例であり、ともに援助は困難を極めている。

## 7. 最近の親の傾向について

これは情短施設という性質にもよるのだろうが、いわゆる『病態水準』が重いケースが増えてきているという印象がある。もっとも特徴的なのは、境界性人格障害の

増加、それに伴い、被害念慮的(あるいは妄想的)な親の增加であり、対応に苦慮している。

## 8. 今後の課題

- ・親の治療にじっくり付き合えるだけの心理士の保障
- ・ケースワーカーの配置
- ・人格障害(特に境界性人格障害)の治療技法の強化

### 〔児童養護施設 至誠学園〕

#### 1. 親の援助について

児童相談所の方針に従って、児童相談所と役割分担している。

基本的には、児相はカウンセリング的な援助を行い、施設は、「親としてのかかわり方」について、心理教育的な役割を期待されることが多い。ただし、それができているのは、全体の10%程度である。

#### 2. 入所時の親とのかかわりについて

施設側としては入所時には親に来てもらいたいと思っており、児相を通してそういう働きかけをしてもらっているが、来園する親は30%程度にとどまる。親が拒否的である、児相との関係が悪いなどがその理由。

#### 3. 電話や面会等の親とのかかわりへの援助

親とのかかわりを開始するのは、①子どもと親双方にそういった以降があり、②子どもの状態が安定している場合である。親にその意向があつても、子どもが否定的であったり、子どもが不安定でその原因が親子関係の問題に由来すると判断される場合には、電話や面会等は制限している。

#### 4. 親子関係の調整について

親子関係の調整は、ステップを踏んで行っている。

- ① 電話
- ② 園内で子どもと親がかかわって過ごす
- ③ 園の周囲への短時間の外出
- ④ 週末帰宅
- ⑤ 長期の帰宅

次の段階に移行するかどうかの判断は、親子関係のあり方の観察、子どもの話(安心感が持てているかどうかに留意)、および親の話(子どもに対する認知に留意)に基づいて行い、基本的にはそのつど児相と協議して決定している。

ただし、こうした援助のメニューにのってくるのは全体の30%程度にとどまる。

#### 5. 面会、外泊時のトラブル

面会時に子どもが暴力を振るわれたことがあった。施設職員が立ち会っていたが止められなかった。

外泊で戻ってこないケースがある。ときにはそのまま措置解除になってしまうこともある。特にネグレクトの場合、児相は措置解除の判断を下す傾向がある(ネグレクトの深刻さを児相が認識していない)。また、親に精神障害がある場合、親の病状の悪化を恐れて児相がそうした判断を下しやすい。

#### 6. 入所時点での虐待に対する親の認識について

現在では、半数程度の親が自分を行為が虐待に当たるとの認識を多かれ少なかれ持っている。認識率は増加傾向にあるとの印象。ただし、児童相談書が特に告知の努力をしているように思えない。「とりあえず子どもを分離するために」子どもに問題を帰属させて入所に結びつけるといった児相のケースワークは相変わらず多い。認識率の増加は、おそらく社会的意識の高まりを反映しているのだろう。

虐待の認識の有り無しは、その後の施設での親のケアに直接影響する。

認識ありの場合には、施設との付き合いが親も楽であり、問題がクリアになりやすい。

また、その認識に基づいて、子どもの状態についての援助も行いやすい。

#### 7. 面接のない親に対して

特別の働きかけなどはしていない。

施設のニュースレターや学校の学級通信を送付する程度。児相に期待するが、無理なようである。

#### 8. 今後の課題について

- ・児相以外の親の援助機関の設置・強化
- ・施設へのケースワーカーの配置

### 〔まとめ〕

以下に三施設のヒアリングの内容をまとめる。

1. 虐待を生じた親の援助は必要不可欠である。親の援助には、施設が児童相談所と協同していく必要がある。

2. 援助に関しては、児童相談所と施設が役割分担をしながら行っている。役割の分担の仕方は、まちまちであり、体系化されているとは言いがたいが、おおむね

次のようにまとめられる。

- ・ 親のカウンセリング的な援助は児童相談所が行う
- ・ 施設では、親の子どもに対する理解の促進、具体的な親子の関わり方に関する心理教育的な援助が中心となる。
- ・ 親子関係の調整に向けた施設での援助は、親が虐待の事実を認識(場合によっては子どもに謝罪)しないと困難である。

3. 施設で親子関係の調整を行う場合、入所の時点で親が、自分の行為が「虐待」にあたるという認識をもっている必要がある。しかし、この必要性に関する認識を児童相談所が必ずしも持っているとは限らず、「子どもの分離」のための場当たり的なケースワークがいまだに見られる。親子関係の調整を考えるなら、こうしたケースワークのあり方に関する検討が必要である。

4. 親のカウンセリング的な援助については、情緒障害児短期治療施設での親治療の経験が参考になるようである。カウンセリングのポイントとしては、①自分の行為の直視、②世代間伝達の認識、③子どもの問題との認識を夫婦関係の問題として捉えなおすこと、④適切な親子関係の持ち方が挙げられよう。

5. しかし、こうした援助の枠組みで援助を受けることができる親の割合は、10%～30%と低い。虐待を生じる親の多くが、現在の援助の枠組みでは援助を受けることができないという実態にある。

6. 援助が困難な親として、境界性人格障害などの人格障害を有する親の問題が挙げられる。いまのところ、児童相談所や施設では、こうした親への援助は極めて困難である。現在、こうした問題を抱えた親が増加しているように思われ、今後の課題となる。

7. また、養育拒否のケースに関しても、援助はできていない。こうした援助困難事例に対するアプローチの方法を整理する必要である。

8. 今ひとつ援助困難となるのが性的虐待のケースである。どのような方法で援助を提供していくのかについて検討が必要である。

9. 面会、外泊をめぐるトラブルに関する報告は、あまり多くなかった。執拗な引き取りや電話の要求は、

その対応を基本的には児童相談所に任せている(ただし、児童相談所でうまく対応できているかどうかという問題は残る。才村調査の結果を考慮に入れた場合、必ずしもそうは言えなさそうである)。数は多くはないが、ネグレクトのケースなどで、外泊から帰園せずにそのまま措置解除になったという報告が見られた。こうしたケースワークのあり方について整理する必要がある。

## その他のプログラム

### 1) 乳児院における「育児体験学習」

庄司順一・鈴木祐子・水谷暢子

#### 1 事業の概要

##### 1) 事業の目的

ここで取り上げる育児体験学習事業は、東京都で平成4年度から11年度まで実施された「親の育児体験学習」事業にもとづくものである。これは、平成4年度から毎年2施設ずつ実施施設を増やしていき、平成8年度以降は都立乳児院を除く全10施設で実施されるようになったが、平成11年度で終了となった。

この事業の目的は「育児に対し強い不安や緊張を持つ親等を対象として、養育の仕方を実地に学ぶ機会を提供し、育児の知識や技術を習得させることにより、親等の持つ不安や緊張の解消を図り、家庭における健全かつ自立的な育児ができるよう支援する」（「親の育児体験学習」事業実施要領）ということであった。

##### 2) 事業の概要

以下、「親の育児体験学習」事業実施要領（平成11年度）により事業の概要を紹介する。

受講対象者は、育児に対し強い不安や緊張を持っている都内在住の保護者及びその子ども（受託開始時において3歳未満の者とする。ただし、子どもに発達障害があるなどの理由等で受講を希望する場合は、この限りでない。）で、次のいずれかの条件を満たすものとする。

(1) 育児に不慣れな保護者であること。

(2) 保護者又はその子どもに障害があること。

(3) 身近に相談相手がない保護者であること。

(4) その他事業の実施者において必要と認められるもの。

実施職員は、子どもの養育に相当の経験を有する看護婦（士）又は保育士等を本事業に従事させるものとする。

実施方法は、1) 保護者と子どもが通所により学習することとする、2) 原則とし一組の受講者に対して2週間に10日実施し、1日の学習時間は午前9時から午後5時までとする、3) 原則として、学習は、1施設で一組ずつ行うものとする。

学習の内容は、保護者が家庭で健全かつ自立的な子育てができるようになるために必要な、子どもの基礎知識の教育、日常生活での養育の方法、栄養と食事等、育児全般にわたる知識や技術を体得させるとともに、親としての人格形成に資するものとする。学習項目は、保護者の育児不安の状況や子どもの発達状況等を把握し、その状況等に応じた個別の学習プログラムを作成するものとする。具体的には、学習項目は、①子どもの特徴、②保育の技術、③沐浴指導、④異常の早期発見の方法、⑤環境のチェック、⑥遊ばせ方の指導、⑦戸外での遊び、⑧言葉の指導、⑨乳幼児の栄養、⑩調乳の仕方、⑪離乳食の実際、⑫離乳食の